



マイナンバー（個人番号）制度についてのご案内

障がい福祉課での申請手続きによっては、ご本人様のA・Bいずれかの書類が必要となります。

A	<p>個人番号カード（写真付き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製 ・申請した人のみ交付されます 						
B	<p>(1)通知カード（写真なし）紙製 ※</p> <p>マイナンバーが記載された「住民票の写し」または「住民票の記載情報証明書」も通知カードと同様にご利用いただけます。</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>(2)本人確認書類 (下表①または②のどちらかを選択してください)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">①いずれか1点のみご用意ください</th> <th style="width: 50%;">②いずれか2点をご用意ください</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●運転免許証 ●パスポート ●住民基本台帳カード </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●保険証（公的医療保険の被保険者証） ●特別児童扶養手当証書 ●児童扶養手当証書 ●年金証書 ●自立支援医療受給者証（精神通院） ●生活保護受給証明書 ●年金手帳 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)と(2)の両方が必要となります！！</p>		①いずれか1点のみご用意ください	②いずれか2点をご用意ください	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●運転免許証 ●パスポート ●住民基本台帳カード 	<ul style="list-style-type: none"> ●保険証（公的医療保険の被保険者証） ●特別児童扶養手当証書 ●児童扶養手当証書 ●年金証書 ●自立支援医療受給者証（精神通院） ●生活保護受給証明書 ●年金手帳 	
①いずれか1点のみご用意ください	②いずれか2点をご用意ください						
<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●運転免許証 ●パスポート ●住民基本台帳カード 	<ul style="list-style-type: none"> ●保険証（公的医療保険の被保険者証） ●特別児童扶養手当証書 ●児童扶養手当証書 ●年金証書 ●自立支援医療受給者証（精神通院） ●生活保護受給証明書 ●年金手帳 						

代理人（ご本人様以外）が窓口で手続きをする場合、上記に加え、下記持ち物が必要です。

【代理人の持ち物】（アとイの両方が必要となります！！）

ア. 代理人（窓口に来る方）の本人確認書類（上記B（2）を参照）

イ. 代理権確認書類（下記①または②のどちらか）

①「委任状」

② ご本人様に対し一に限り発行・発給された書類（上記Aの「個人番号カード」やB（2）の「本人確認書類」など）

※法律の改正により、マイナンバーの通知カード（紙製）は令和2年5月25日をもって廃止されましたが、記載事項が住民票と一致している場合には使用できます。

※氏名や住所等に変更があり、その情報が記載されていない通知カードはお使いいただくことができません。